

## 1 障害のある方についての利用料金の割引について

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がプールやトレーニングルームを利用される場合は、利用料金の2分の1を減額します。
- (2) 介護する方がいる場合で次の条件を満たす場合は、介護の方（1人）の利用料金は全額免除となります。
  - ア 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されている身体障害者の介護人
  - イ 知的障害者の介護人
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳に記入されている障害等級が1級である精神障害者の介護人
- (3) 割引手続き 利用の際、手帳を受付に提示してください。

## 2 障害者団体についての利用料金の割引について

- (1) 障害者団体が屋内プールを専用利用される場合や会議室を利用される場合は、利用料金の2分の1を減額します。
- (2) 「障害者団体」とは、障害者及び発達障害者支援法第2条第2項の規定により発達障害者と定義される方（発達障害者）並びにその介護人を主な構成員とし、障害者及び発達障害者のために活動している団体をいいます。
- (3) 割引手続き 予約の際、団体の構成員や活動目的を明らかにする書類を提示してください。なお、割引対象の団体であるか不明な場合は、和歌山県障害福祉課などに確認することがあります。

秋葉山公園県民水泳場

TEL 073-445-7300

FAX 073-445-7730